

安全・安心まちづくり推進地区の指定について

1 経緯

平成17年4月に文京区安全・安心まちづくり条例（平成16年12月文京区条例第33号。以下「条例」という。）を施行し、より地域の特性に合わせた支援を進めていくため、条例第17条の規定により、特定の施策を推進する地区を指定してきた。

この度、防犯対策を推進する地区の新たな地域指定について、文京区安全・安心まちづくり条例施行規則（平成17年3月文京区規則第45号）第4条の規定による申請があったので、安全・安心まちづくり協議会に諮るものである。

2 指定申請のあった地区と内容

(1) 地区名

大塚仲町町会地区（防犯対策を推進する地区）

(2) 団体名及び代表者

大塚仲町町会 会長 宮本 忠昌 氏

(3) 申請内容

別紙申請書参照

(4) 地区の範囲

大塚三丁目8番～12番、13番～15番の一部、19番、20番の一部、大塚四丁目2番（1～15号）、3番（1～12号）、4番（1～12号）、6番～20番、36番～42番及び45番の一部

3 地区指定の手続（予定を含む。）

令和3年10月1日 推進地区指定の申請

令和3年10月 第43回安全・安心まちづくり協議会開催（書面審議）

令和3年11月30日から令和4年1月4日まで 該当地域の区民意見聴取

令和3年 1月 推進地区指定の決定

(注) 防犯対策を推進する地区とは、文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、安全・安心まちづくりに係る特定の施策として、自主防犯パトロールなどを行う地区をいう。

別記様式第1号（第4条関係）

令和3年10月 | 日

文京区長 殿



団体名 大塚仲町町会
代表者 氏名 宮本 忠昌
住所 文京区大塚 3-8-11
連絡先 03-3942-1505

文京区安全・安心まちづくり推進地区指定申請書

文京区安全・安心まちづくり条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり、安全・安心まちづくりを実践している地域を文京区安全・安心まちづくり推進地区として指定するよう申請します。

記

1 申請理由

大塚仲町町会は、大塚3丁目交差点から不忍通りの白鷺坂を下る道の右側と左側にある大塚3丁目の一部と大塚4丁目の半分を合わせたエリアです。町会名は、旧大塚仲町の名前に由来しています。

大塚3丁目地域には、大塚仲町公園、高源院、大黒湯などがあり、また、大塚4丁目には大塚小学校、シルバーピアおおつか、特別養護老人ホームくすのきの郷、かるた会館、本傳寺、小石川消防署大塚出張所などがあります。

近年、マンション建設が増え、地域内に子育て世帯が移り住んでいることから保育園や小中学校に通う子どもの増加が見られます。また、個人住宅では高齢者化が進んでいる状況にあります。

それらのことに加え、最近では「メールけいしちょう」による子どもや女性に対する不審者情報が後を絶たない状況も鑑み、安全・安心まちづくり推進地区の指定申請が急務であると判断致しました。

2 申請内容(指定希望範囲も明記する。地図等も添付する。)

当町会地域は春日通りと不忍通りに沿った人通りの多い地域もありますが、閑静な住宅地となっているエリアもあり、そこに住む住民は、通勤通学時（保育園を含む）、老人ホーム、コンビニエンスストア・スーパーを利用する際に、人通りの少ない路地を通らなければならず、防犯面で不安な箇所も多くなっています。

そのため、今回の推進地区指定により、これまでの町会の防犯活動に加え、日頃の地域内の見守り体制の強化、特に犯罪抑止に効果的な通学エリアなどに防犯カメラを設置することで、今まで以上に安全で安心できるまちづくりを推進していきたいと考えております。

指定希望範囲：別添地図参照

3 安全・安心まちづくり推進地区の指定を希望する地域の名称

大塚仲町町会地区

4 指定を希望する期間

指定後5年間

5 安全・安心まちづくりを推進するための地域活動の状況(詳細に記載)

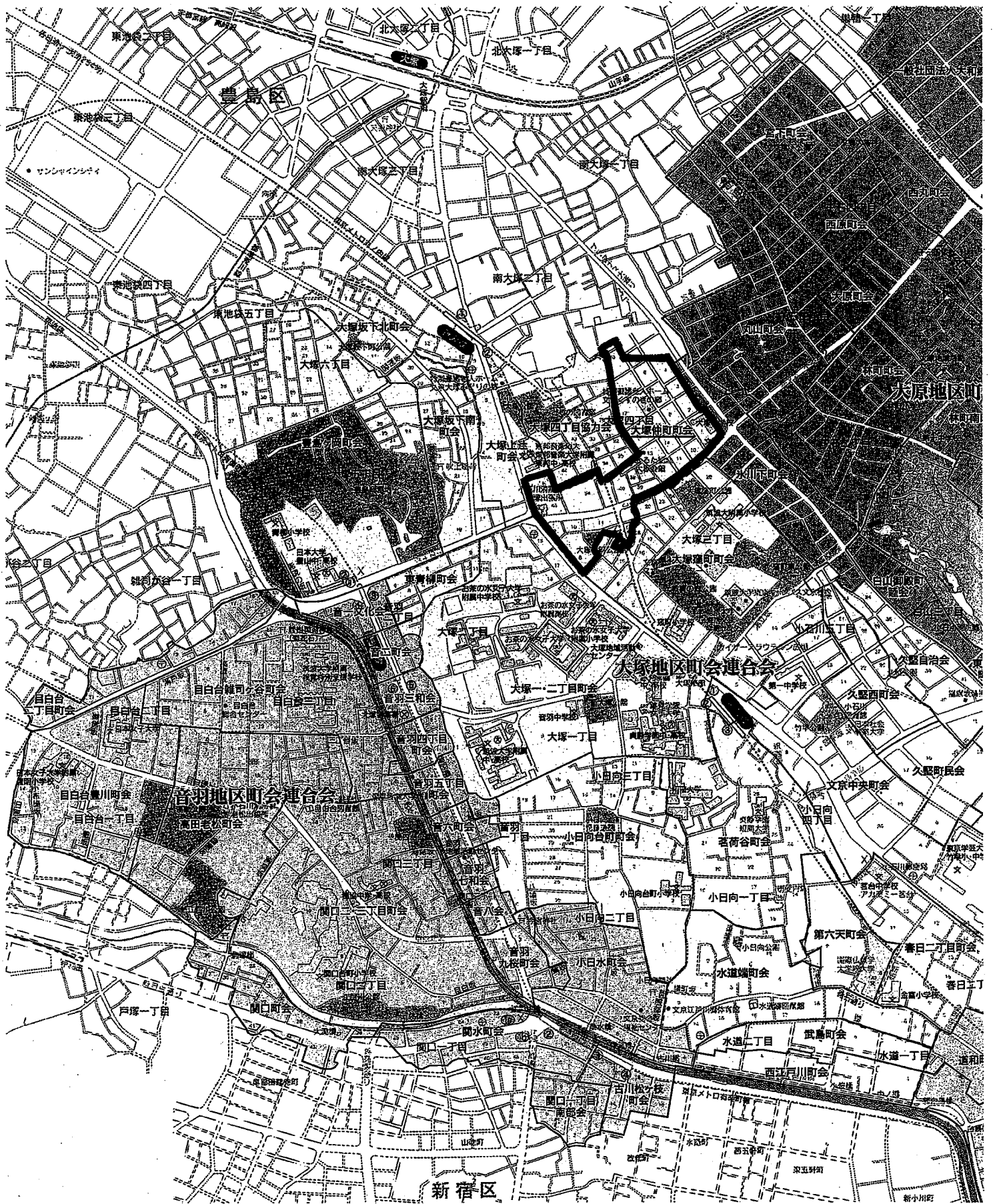
(1) これまでの地域活動(実績)

- ①大塚仲町町会では、地域安全運動、地域安全のつどい、被害防止の談話、スローガン等の配布、各種キャンペーン、パトロール、スクールガイド等の実施に町会役員を中心に参加協力を行っています。
- ②大塚警察署の協力を得て高齢者の家庭を訪問し特殊詐欺被害防止、空き巣防止対策の心得等のお話を実施しています。
- ③毎年7月に町会が行う子どもスイカ割り大会の時に、防犯キャンペーンを実施している。(防犯パンフレット、ティッシュの配布、子どもたちによる折り紙や紙ヒコーキ作りを体験)
- ④毎年12月29日、30日の二日間、年末警戒パトロール(火の用心を含む)を一日2回にわたって実施し地域の安全を図っている。

(2) 今後の活動内容(予定又は今後の予定)

- ①大塚警察に協力をお願いして町内エリア内の通学路等を総点検し、見守り体制をさらに工夫強化することで児童の安全向上を図っていきます。
- ②大塚警察署及び地域安全協議会の最新情報を、町会理事会などの集まりの場で紹介共有化を図ると共に防犯対策に関するテーマを積極的に議題にあげて実際の活動につなげていきます。
- ③これまでの活動に加え、大塚警察のアドバイスを頂きながら町内会で話し合い、必要な箇所に防犯カメラを設置し犯罪抑止につなげていきます。また、効果的なパトロールや見守り活動を工夫・強化し、犯罪防止対策の向上を図っていきます。
- ④大塚仲町町会ホームページを作成し、防犯に関する最新情報を速やかに町会エリア在住者に提供していきます。

※地域の各種団体と協働している実績がわかる資料を添付すること



大塚警察署 推進地区指定における所見【大塚仲町町会地区】

大塚仲町町会地区は、大塚警察署管内の北東側の署境に位置し、北側が豊島区内の巣鴨警察署管内に、東側は文京区内の富坂警察署の管内に隣接しています。

東京メトロ丸ノ内線の新大塚駅と茗荷谷駅の間地点付近でもある同地区は、東西に不忍通りが横断し、通りの北側と南側で、街並みが異なる特徴があります。

不忍通り北側の大塚4丁目地域は、不忍通りの沿線をはじめ中層マンションも少なく閑静な住宅街が広がるエリアとなっており、南側の大塚3丁目地域は、春日通りにも囲まれ、中層の商業ビル等が立ち並び、比較的に昼間人口が多い地域です。

近年、この地域には、特殊詐欺の予兆電話、いわゆる「アポ電」が非常に多く入電しています。その中でも、親族や警察官を騙り、直接犯人が現金やキャッシュカードを受け取る形態の「アポ電」も多く入電しています。

また、昨年7月、この地域内において、帰宅途中の女子大生が不審な男性に後を付けられ、声を掛けられる事案が発生しました。

このほか、ある建物では、今年の7月頃から複数回にわたり、郵便受けに缶コーヒー等の液体を流し込まれる事案が発生し、犯人検挙に向け捜査に着手しています。

このような情勢を鑑みると、犯罪抑止効果を高める一方で、被害等の発生時には、早期の犯人検挙等に繋げられるよう、街頭防犯カメラ設置の必要性が高くなってきている状況にあります。

大塚仲町町会地区の推進地区の指定について、大塚警察署からもよろしくお願ひしたいと思ひます。

大塚警察署生活安全課防犯係